

学校法人愛知学院評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人愛知学院(以下、「この法人」という。)寄附行為第 61 条第 1 項に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、寄附行為第6条第2項に規定する評議員をいう。
- (2) 常勤兼務評議員とは、評議員のうちこの法人の職員である者をいう。
- (3) 非常勤評議員とは、常勤兼務評議員以外の者をいう。
- (4) 評議員の報酬とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、報酬には、愛知学院給与規程に基づく給与及び学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則に基づく退職金は含まない。
- (5) 通勤費とは、非常勤評議員が職務執行のために、合理的な経路及び方法により自らの住居とこの法人との間を往復するために要する経費をいう。
- (6) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤兼務評議員: 評議員の報酬は支給しない
- (2) 非常勤評議員: 評議員の報酬、通勤費

(報酬の金額の算定方法)

第4条 非常勤評議員に対する報酬の額は、評議員会1回出席につき、10,000 円を支給する。

2 非常勤評議員として本学会議等の業務に出席を依頼した場合の報酬については別に定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤評議員の報酬等の支給日は、各評議員会後に支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 評議員には、別に定める愛知学院国内出張規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第7条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第 151 条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が業務執行理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度定時評議員会の終結の時(令和7年6月 17日)から適用する。